○石橋通宏君 民主党の石橋でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議題となりました子どもの貧困対策の推進に関する法律案、本法案の成立に向けて本当に御努力をされてきた 関係者の皆様方の御努力にまずもって敬意を申し上げたいと思いますし、しかしながら、この法律が成立した暁 には、まさに日本国内における貧困状態にある子供さんたち、一刻も早くこの貧困状態から抜け出せる実効性あ る法律を是非作っていきたいと、そういう思いで今日は質問をさせていただきます。

提出者を代表いたしまして今日は山井衆議院議員、薗浦衆議院議員においでをいただいております。是非よろ しくお願いを申し上げます。

まず初めに、本法案における貧困についての定義、それから、続けてその後に子供に関する定義も聞きたいわけですが、この法律上、貧困というものをいかに定義をするのか、今、日本における貧困といったときに、一体何をもって貧困の状態にあるというふうにするのか、このことが法律の条文を読んだだけではちょっといまいちはっきりしないということもありまして、是非、提出者の方から、この貧困というものをどう本法律上、法案上定義をするのかということについて、まず御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員(山井和則君) 石橋委員にお答えを申し上げます。

子供の貧困とは、現に経済的に困窮し、教育や生活などについて公的な支援が必要な状態を表すものであると 考えております。この法案では、子供の貧困について広く対策を講じていきたいと考えておりまして、子供の貧 困を定義付け、対象を限定して狭くとらえるということは避けたいと考えています。

このように、子供の貧困についての定義は置かないわけではありますけれど、子供やその保護者に対する教育 支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の様々な施策を、子供がその成長環境によって、生育環境によって将来 が左右されることがないように講じていきたいと考えております。

また、子供の定義についてでありますが、この子供に関しましても、今回は未成年とか高校生までとかそういうことではなく、大学進学にしても様々な支援が必要になるという観点から、今回は支援が必要な子供に必要な支援が届くようにしたいと考えており、必要な支援、制度ごとにその趣旨を踏まえて対象者を決めることに考えており、この法案では具体的に子供の定義を定めることはしておりません。このため、胎児や妊娠中の方に対する支援についてもこの法案の対象になり得ると考えております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

今、貧困ということについて、そしてまた子供ということについての定義についての考え方を山井議員から御説明をいただきました。具体的な定義は置かないんだと、それはむしろそれぞれの施策に応じて具体的な定義をこれからしていくんだと、それによって貧困状況にある子供というものをより広く適切に、施策ごとに定義をすることによって適切な施策が行えるようにするんだと、そういう御趣旨であったというふうに思います。

その上で、では、これが、誰がその定義をやっていくことになるんでしょうか、その点についてお考えがあれば お聞かせいただきます。

○衆議院議員(山井和則君) 先ほど御答弁をさせていただきましたように、一つ言えますのは、貧困はお金だけの物差しではないということであります。その貧困状態によって、進学したいけれど進学ができない、あるいは学校での勉強、修学旅行、様々なことをやり続けたいけれど、部活動も含めてですが、そういうチャンスが奪われる、そういうことのトータルを含めて幅広く物質的な貧困、経済的な貧困、その経済状況によって当然チャンスを得ることができる、そういうことが貧困を理由によって得られない、そういうことも幅広く貧困というふうにとらえていくべきだと考えております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

後ほど、ちょっと大綱等の話のときに、より深くその定義の在り方についても、仕方についても質問をさせていただきたいと思いますが。

一点確認ですけれども、必ずしも経済状況だけの話ではないと、だからこそいわゆる貧困率ということだけの 話ではないということなんだと思いますけれども、改めて今、貧困率ということでいきますと、子供の貧困率が 一五・七%という数字があります。全体の貧困率が一六%で子供の貧困率が一五・七%という数字が厚労省は示されていると思いますが、これ、済みません、ちょっと厚労省、確認ですけれども、子供の貧困率一五・七%というこの指標において、この一五・七%の貧困状況にある子供の数というのは何人ぐらい今、日本におられるということで理解をすればよろしいでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) お答え申し上げます。

相対的貧困の子供の数でございますけれども、平成二十一年の貧困率が一五・七で、十七歳以下の人口が二千六十二万人ということでございますので、これを単純に掛け合わすと約三百二十万人ということになるかと思います。

○石橋通宏君 これは単純計算で、推計で三百二十万人ということでよろしいですか。そういうことですね。

これ、実質的には推計ですので分からないわけですが、それにしても、三百二十万人ぐらいのお子さんたちが 相対貧困率でいって貧困状況にあると経済的には考えられるということです。三百二十万人ですので、これは本 当に大きな数です。だからこそ、この対策をしっかりやっていかなければいけないということだというふうに思 っておりますけれども。

今回の法案が想定する、じゃ、いかにしてこの子供たち、三百二十万人おられる子供たち、貧困状況にある子供を救済するのかということですけれども、これ、本法案が念頭に置くのは、この子供たちに対して直接的な給付等々をもって子供たちに対する支援を行うということが主なる念頭にあるのか。ではなく、やはり御家庭、御世帯、家庭全体をとらえて、子供の貧困というのは家庭の中でのお話だと、やはり家庭に対する、世帯に対する、つまり親御さんに対する支援というのを念頭に置くべきだと、そういう思想に立っておられるのか。これはどちらを志向されている話なんでしょうか。

○衆議院議員(山井和則君) 重要な御指摘、ありがとうございます。

この法案におきましては、お子さんへの直接の支援とともに、やはり育てておられる親御さんへの御支援、その両方だというふうに考えております。特に、先ほどもお話がありましたように、一人親世帯の子供の貧困率というのが極めて日本は高い。そういう意味では、この法案というのは子どもの貧困対策推進法でありますが、同時に、一人親家庭のお母さんやお父さんを応援する法案でもあるというふうに考えております。

○石橋通宏君 大変重要な御説明だったと思います。子供さん、そしてまた御世帯、親御さんたちへの支援を本法によってしっかりとやっていくんだという趣旨だということで理解をさせていただきました。

それでは逆に、一方、貧困状態にある子供さんたちの中には親御さんのおられない子供さんたちもおられます、施設におられる子供さんたち等々を含めてですね。先ほど、子供さんたち、世帯の中で、御家庭の中で過ごされている、だからこそ親に対する支援が必要なんだという御説明でした。であれば、親のおられない子供たち、施設におられる等々の子供たちにとっては、やはり生育の場、成長の場としての施設そのもの、そこには施設長さんがおられたり関係者がおられたりするわけですが、そういう場に対する支援というのも当然本法案の念頭に入っているんだと、支援の対策の対象であるというふうに理解をすべきだと思うんですが、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(山井和則君) 重要な御指摘、ありがとうございます。

確かに、様々なお子さんたちがある中で、施設に入っておられる、あるいは御両親がおられないお子さんたちの支援というのは最も重要かつ緊急度は高いと思っております。その趣旨からも、両親のいない、施設に入っておられるお子さんたちというのは当然この法案の対象になり得るわけですし、また後ほど答弁でもございますが、児童養護施設に入っている子供たちの進学率を引き上げていく、そういうことは今までなかなか取り残されていた課題でありましたけれども、この法案を通じて是非ともそういう方々のバックアップをしてまいりたいと考えております。

○石橋通宏君 これも重要な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

この点について厚労省に是非確認をさせてください。これ、厚労省、今後施策を具体的に打っていく上で、まさに今提出者から御答弁いただきましたけれども、そういう御趣旨で施設等々に対する、それは、子供たちだけに対する施策ではなく、施設そのものに対する拡充施策も含めてやっていくんだということでよろしいですね。

○政府参考人(石井淳子君) まさにそのとおりでございます。施設に入っていらっしゃるお子さんにおきましても、適切な可能性がちゃんと享受できるように必要な支援を行っていくべきと考えておりますし、それを行ってよりたいと考えております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。是非よろしくお願いをいたします。

それでは、今、山井議員からも具体的な指標、施設におられる子供たちの進学率等、ちょっと例示がありましたけれども、今回、私も法案ずっと読み込みをさせていただいたときに、やはり一つ大変心配しておりますのが、まさに具体的な目標設定というものが法案自体になかなか書き込まれていないと。

衆議院の修正で一部書き込みがあるわけですけれども、しかし、冒頭、山井議員から、具体的な定義は置かなかったんだと、それは様々な領域で様々な観点から子供の貧困をとらえるがために法律上は具体的なものを置かなかったという御説明がありました。しかしながら、実際、様々な具体的な施策を打っていく上では、やはり何らかのベンチマーク、指標をちゃんと設定をして、むしろ幅広く、貧困率だけではない、進学率だけではない、様々な観点から子供の貧困状況をとらえるための指標というものをきちんと設定をして、そして、じゃ今それがどういう状況にあるのか、そして、じゃ達成目標を何年後にどこまで頑張るのかということを示すことによって、まさに今回の法律が想定をしている、国と自治体と関係者の皆さん含めて、じゃみんなで協力をしてやっていこうということが示せるのではないかというふうに強く思うわけであります。

今回、具体的な指標というものがより深く多方面において書き込まれなかった、目標も書き込まれなかった、 そのことについてもし提出者から御説明があればいただきたいと思いますし、それを今後例えば大綱の中でどう いうふうに位置付けていくべきだとお考えになっているか、その点についての御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(山井和則君) 子供の貧困に関する指標を調査、把握することは必要と考えておりまして、今回、 御存じのように、例えば子供の相対的貧困率や生活保護世帯児の高校進学率などを把握して、それらの指標の改 善を図る施策を講じていくということを書き込んだことは重要な意味があると思っております。

さらに、これらも、どの指標がベストだということではなくて、その他の指標の候補としては、例えば、先ほども少し議論がありましたが、児童養護施設児などの高校・大学進学率や一人親の就業状況、正規、非正規の別や、あるいは一人親の家庭の平均年間収入、やはりこういうものも当然改善を図っていくと。様々な指標を大綱の中に盛り込んでいって、それらを総合的に改善させる施策を講じてまいりたいと考えております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

一点、ちょっと確認ができればと思うんですけれども、高校進学率を書き込まれたということですが、これ、前提で生活保護世帯の高校進学率というふうになっています。これ、何で生活保護世帯に限定した高校進学率になってしまったんでしょうか。いわゆる一般的な貧困状態にある子供ということから考えれば、この前提条件付けなくても、高校進学率なりということにすればよかったんじゃないかなと私も思ったんですが、これもし説明があればお願いします。

○衆議院議員(山井和則君) おっしゃるとおりでありまして、これは生活保護家庭の子供の進学率ということをここで例示をさせていただきましたけれども、生活保護家庭に限らず貧困家庭のお子さんというのは非常に多いわけでありますから、そういう意味では、既に文部科学省によって公表されておりますけれども、一般家庭の子供の進学率、高校進学率を公表し、改善を図っていくことも非常に重要だと考えております。

さらに、今回、今後議論をされます生活困窮者支援法の中でも、生活保護家庭のみならず生活困窮家庭のお子さんへの無料学習支援等の施策も今後拡充されるわけですので、そのことについても改善の努力はしてまいりたいと思います。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

法律上は生活保護世帯ということで書き込まれておるけれども、実際やはり幅広く様々な指標をきっちりと決めていくべきだという御趣旨だと思います。

この点について、今日、内閣府からおいでをいただいています。具体的には、内閣府所管として今後この辺の大綱の具体的なものをやっていかれるんだと思いますが、今提出者から御説明があったように、大綱の中については可能な限り幅広くきちんと指標を設定をして、そして目標を決めて頑張っていくべきだということだったと思

いますが、内閣府、そういう御趣旨で今後進めていただくということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(伊奈川秀和君) お答えいたします。

子どもの貧困対策大綱におきましては、法律上、基本的な指針と併せまして指標そして当該指標の改善に向けた施策等々が盛り込まれることになっております。

この大綱につきましては、子どもの貧困対策会議で案を作成いたしまして、最終的には閣議決定ということで ございますので、大綱の具体的な構成あるいは内容につきましては今後検討をさせていただきたいと思っており ますけれども、いずれにいたしましても、数値目標を盛り込むかどうかも含めまして、最終的には子どもの貧困 対策会議において判断、決定させていただければと考えております。

○石橋通宏君 ちょっと答弁が提出者の御趣旨と若干ずれているなという気がするわけですが、この大綱の中には、指標についてはより幅広く子供の貧困という状況を判断する観点から取り入れるべきだと、そういう御趣旨であるという提出者の御説明でありました。今の答弁であると、そういうことも含めて検討するということであると、ちょっと法律の趣旨そのものと随分違うような気がしますが、これ、指標については大綱の中に幅広い観点からしっかりと盛り込んでいくんだと。具体的な数値目標をどうするかについては、これは御検討されるんでしょう。しかし、指標の設定についてはやはり大綱の中で、これは子供の貧困状況で、様々な経済状況だけでない観点からというのが御趣旨ですから、そこはきちんと幅広く盛り込んでいくということで答弁いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○政府参考人(伊奈川秀和君) ただいま御指摘いただきましたように、この貧困対策大綱につきましては、この 法律の趣旨、そして本日の御議論等を踏まえまして今後検討させていただきたいと考えております。

○石橋通宏君 ですから、今、先ほどから繰り返しますけれども、提出者からの御説明と今の内閣府の御答弁、随 分乖離があります。先ほどから申し上げておりますように、また山井委員からも御説明がありましたように、これは幅広い指標についてきちんと大綱には書き込むべきなんだと、そういうふうに提出者、そうしないとまさに この法律の意味がないというのが提出者の御趣旨だったと思います。ですから、我々は提出者の御趣旨を踏まえ て、大綱にはそういう方向でしっかりと指標を様々な観点から書き込んでいただくものだということで要請をさ せていただきますので、この点は是非お願いをいたしたいと思います。

その上で、ちょっと時間がなくなってきましたので具体的に幾つか、教育についてとりわけ書き込んでいただいておりますが、ちょっとはっきりしないのが、今回教育の支援ということを出していただいているわけですけれども、じゃ実際、教育といったときに、この法律上教育というものがどこまでの範囲の教育なのかと。これは義務教育だけの話なのか、そうではない、もっと幅広い意味でこの教育というのは定義をされているものなのか、そこのところの趣旨を、これも提出者から御説明をいただければと思います。

○衆議院議員(山井和則君) これは義務教育だけではございません。専門学校そして大学も含まれておりますし、学校教育あるいは学校教育以外の教育も含まれております。あえてそこを定義しておりませんのは、やはり修学旅行や部活動等を含めてできるだけ幅広く解釈できた方が支援がやりやすいと、そのような判断においてこういう書き方になっております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

是非そういう趣旨で幅広く取って、そして具体的な施策を検討していただきたいと思いますが。

今日、文部科学省から参考人、おいでをいただいておりますが、今のような御趣旨で幅広く教育というものを とらえてこの具体的な施策、今後つくっていっていただけるということで確認をさせていただきたいと思います が、よろしいですか。

○政府参考人(大木高仁君) 子供の貧困対策につきましては、生まれ育った家庭環境によって子供たちの将来が左右されることのないように、教育の機会均等を図るとともに、貧困の状態にある子供が安心して学ぶことのできる環境を整備することが重要であると考えております。このような観点から、文部科学省といたしましては、義務教育段階の就学援助の実施、大学等奨学金事業及び授業料減免の充実等を通じまして、子供が安心して学べるよう、経済的支援の充実を図っておるところでございます。

この法案が成立ということになりました後は、この法律の趣旨も踏まえまして、今申し上げましたような経済

的支援の充実を図るとともに、その他の子供の貧困対策に関する取組を検討してまいりたいと、このように考えております。

○石橋通宏君 ちょっと、どうもまた提出者の御説明と文科省、今御説明いただいたものとちょっと筋が違うかなという気がするんですが、教育というものをより幅広く取っていただくと。単に、今経済的な支援と言われましたけれども、それだけじゃない話ですよね。

ですから、今、提出者の御趣旨を踏まえて、本法律の趣旨を踏まえて、教育というものをより広くきちんと取っていただいて様々な対策を講じていただけるということでいいですねと。イエス、ノーでお願いします。

○政府参考人(大木高仁君) 今申し上げましたこと、少し足りませんでしたので申し上げますと、経済的支援の 事柄につきましては、今例示を挙げて私ども取り組んでいる施策として申し上げたところでございます。

その他の子供の貧困対策の取組、これはおっしゃられるように、いろいろな取組が考えられるだろうというふうに考えておりますので、それらについて検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○石橋通宏君 是非よろしくお願いをいたします。

続いて、就労支援について伺いたいと思いますが、ちょっとこれも提出者に確認をさせていただきたいんですけれども、本法律を読んでいきますと、就労支援という観点では親御さんに対する就労支援ということが基本になっているように読み取れますが、これは、例えば子供さんについても、当然、成長していった暁には、子供さん御自身の選択肢において、当然、教育を続けるのか、若しくは十五歳以上、義務教育を終えた段階で就労という選択肢をされるのか、それはもちろん子供さんの選択肢であり得る話だと思いますが、そういった場合には、これはこの法律上子供さんに対する就労支援というのも念頭に置かれるのかどうか、確認させてください。

○衆議院議員(山井和則君) お答え申し上げます。

第一義的には保護者の、親の就労支援ではございますが、当然そのお子さんたちの就労支援もしっかりと行っていくべきだと考えております。

○石橋通宏君 そういう御趣旨だということですので、これは、厚生労働省、今後の対応においては是非それを 子供さんに対する支援も含めてしっかりと対応いただきたいと思いますが。

就労支援についていうと、そもそも、先ほど山井さんからも一人親世帯の貧困状況ということもありましたが、日本はじゃ一人親の御世帯についても親御さんが働いていないかというと、実は世界で、国際的にも比較してもこれだけ一人親の御世帯でしっかり親御さんが働いておられる家庭ないわけです。にもかかわらず貧困状態にあると。つまり、もちろん失業状態にある方若しくは無業の状態の方については就労支援ということになるわけですが、逆に、今働いているんだけれども、仕事はあるんだけれども、一生懸命働いても収入がやっぱり得られないんだと、貧困状態から抜け出せないんだと、そういう御家庭に対する、親御さんに対する支援というのをやはりしっかりとやっていかないとそもそもの貧困対策は実現できないのではないかというふうに強く思うわけです。

この点について、厚労省、どう今後具体的な対策を取っていかれるおつもりでしょうか。

○国務大臣(田村憲久君) まず、先ほど委員おっしゃられましたお子さん方への就労支援という意味では、中高 大それぞれ新卒者に対しまして新卒応援ハローワークというものを全国五十七か所設置をいたしております。そ れから、フリーターの方々に関してはわかものハローワーク若しくはわかもの支援コーナー、わかもの支援窓口 等々全国で二百十一か所、ハローワークに関しては三か所ということ、さらには、地域若者サポートステーショ ンという形でニートの方々にもしっかりと対応していこうということでこれはやっていくわけでありまして、今 設置箇所を増やしておりますので、そういう形でしっかり対応してまいりたいというふうに思います。

あわせて、今、今度は親の方への支援でございますが、基本的にはまず景気を良くしなきゃならぬ話が前提にもちろんあるのは当たり前でございまして、景気を良くして雇用また所得、これを増やしていくということを前提としてやっていかなきゃならぬわけでございますけれども、そんな中において、じゃ個別具体的にはという話になれば、当然のごとく、非正規雇用で働いておられる方々に関しては、その正規化を図っていくという意味から、トライアル雇用もそうでありますし、あわせて、各企業でキャリアアップ助成という形で、キャリアアップをしていただいて各企業の中において更に安定したそのような処遇を確保していただく、こういうこともやっていただかなければならぬということで、応援をいたしております。さらには、最低賃金の問題がよく皆様方から要

望いただくわけでございますが、最低賃金審議会、今年私も出席をさせていただいて、これは労使御理解をいただく中において、最低賃金の引上げ、お願いをさせていただきたいなというふうに思っております。

そういう中に通じまして、今おっしゃられましたように、親の世代のやはり労働環境というものを整備して、 所得が上がる、そして雇用がしっかりと確保できると、こういうふうな環境の整備を進めるために頑張ってまい りたいというふうに思っております。

○石橋通宏君 大臣から大変重要な御答弁をいただきましたので、是非そこのところ、しっかりと取組をお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、子どもの貧困対策会議について質問させていただきたいと思いますが、先ほどちょっと大綱についての話もさせていただきましたし、具体的な施策で定義をしっかりそれぞれでやっていく、また指標もしっかり定めて大綱に盛り込んでいくべきだというふうな御説明もいただいてまいりました。衆議院でも、これは附帯ですかね、決議をいただいておりますが、今回、私もう非常に残念に思ったのは、この会議のメンバーが国務大臣によって構成をされるんだということで大綱が作られるようになっていると。

やっぱりこれ、そもそも当事者の方々の声をどうこの施策に反映をさせていくのか。そして、当事者の皆さんと一緒になって、今寄り添っていろいろな取組をしていただいている関係者の皆さん、NGO、NPOの皆さん、様々に現場で頑張っていただいている皆さんがおられるわけで、やはりそういう当事者の皆さん、関係者の皆さん、専門家の皆さんの声がこの施策に反映させていかないと、これ本当に絵にかいたもちになってしまいます。であれば、これ衆議院の方の附帯で、会議に当事者の声を聞くんだというふうになっているんですが、いまいちはっきりしない。

具体的にどう当事者の声が反映させる仕組みになっているのか、大綱の各省における素案作りから、大綱の決定から、大綱決定以降具体的な施策の取組から、そのモニターから、いわゆるPDCAサイクルを回していく上で、その全てにおいてちゃんと当事者の声が反映されるということで理解をさせていただいていいのか、若しくはそういう取組をしていくんだというふうに理解をさせていただいていいのか、これ提出者から御説明をいただければと思います。

○衆議院議員(山井和則君) 石橋委員のおっしゃる趣旨のとおりであると思います。やはり、この子どもの貧困対策法が絵にかいたもちではなく、実効性のある、成立してよかったなと後世から評価を受けるためには、その実効性を担保せねばなりませんし、実効性を担保し評価するのは誰かというと、言うまでもなく当事者の方々であると思っております。まさにそのために、衆議院の委員会決議におきましても、当事者や当事者を支援する団体の声を聞く会議を開いて、その声を反映する形で大綱を作るというふうに決議をさせていただきました。

例えば、がん対策基本法も七年前に成立しましたが、その中で、やはり当事者を、がんで患っておられる当事者 や御遺族に入ってもらう、そのことで非常に実効性のあるがん対策の基本計画、基本大綱ができて、うまく今も いっているということがございますので、当事者の声を反映するというのは非常に重要だと考えております。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

そういう趣旨だと思いますが、これ、やはりそういう趣旨できちんとこれはやっていただかなければいけませんので、これは改めて内閣府、確認させていただきますが、今後、大綱の素案作り、作成含めて、そして実地、当事者の声をしっかりと聞いていただく、そういう取組でいくんだということで、確認をお願いします。

○政府参考人(伊奈川秀和君) 今御指摘いただきましたように、当事者の方の声、そして、その支援団体の方など関係者の方の意見を反映していくということは非常に重要なことだと認識しております。

具体的にどのようにそういった声を反映していくかということにつきましては、今後、法律が成立した後、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○石橋通宏君 ちゃんとやっていただくよう検討するという今ことでしたので、具体的な措置は必ず図っていただきたいと思います。

時間が来ておりますので、最後、一問だけ質問して終わりにさせていただきたいと思いますが、施行期日の関係です。

施行期日、附則の第一条で、これは一年を超えない範囲でやるというふうになっておりますが、これは子供の

貧困の対策の話です。これは一刻も早く法律成立後施行していただいて、一刻も早く対策を打っていただくということなんじゃないですか。

なので、これ一年待たずに、むしろ、例えばもう来年度の予算審議が夏から始まっていくわけですから、それに間に合わせるように施行をいただくということが私は一刻も早い対策として必要だと思いますけれども、この点、是非、施行期日、一刻も早く、できれば年内若しくは十一月前ぐらいにやっていただきたいと思いますけど、この点について答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○衆議院議員(山井和則君) おっしゃるとおり、この法律は成立しても施行されなければ意味がありませんし、 来年度の予算に対する影響ということもあるかと思います。

政府においては、法の成立後、法施行のための職員を含む体制整備、子どもの貧困対策推進会議の出席閣僚の 調整、地方公共団体への説明等の準備作業に直ちに着手し、年内に施行していきたいと考えております。